

令和4年3月
東京税関業務部

関係各位

ロシア連邦等に対する輸出の禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

ロシア連邦、ベラルーシ共和国及びドネツク人民共和国（自称）並びに「ルハンスク人民共和国」（自称）への輸出の禁止措置

2. スケジュール

公布日： 令和4年3月11日（金）

施行日： 令和4年3月18日（金）

※3月18日（金）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますので、ご留意下さい。

詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

（経済産業省ニュースリリース）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220311002/20220311002.html>

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03-3599-6341